

第九管区海上保安本部公示第57号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年8月25日

第九管区海上保安本部長

瀬口 良夫



石川県羽咋市千里浜町地先外の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 石川県中能登土木総合事務所

住所 石川県七尾市本府中町ソ27番9

2 水路測量を実施する区域及び期間

区域 石川県羽咋市千里浜町地先外（付図に示すとおり）

期間 令和2年9月14日から12月10日までのうち1日間

3 水路測量の実施方法

G N S Sにより測位し、航空機を用いたレーザ測量による測深を行う

